

第6章 まとめ

第6章 まとめ

1. 調査結果

平成 12 年度から平成 13 年度の 2 か年にわたり、全国の事業者のうち、化学物質排出把握管理促進法の対象となる業種の事業を営み、従業員数 20 名以上の事業者に対し対象化学物質の取扱量、自ら取り扱っている対象化学物質の把握状況及び希望する排出量等の届出方法等についてアンケート調査を行った。

対象化学物質の取扱量については、各事業者からの回答を物質ごと、事業所ごと、業種ごと、都道府県市ごと等に集計し、集計項目ごとに特徴及び傾向等が確認できた。個別の取扱量データ及びこれらから確認できた傾向等は、平成 14 年度から開始される P R T R 制度に係る届出データの集計、裾切り推計の基礎データとして、更にはリスク評価のための基礎データとして利用されることが期待される。

事業者及び事業所における対象化学物質の取扱いの把握状況については、対象化学物質を取り扱っている可能性のある事業所のうち化学物質の名称及び取扱量を把握していない事業所が 6 割程度あるとの結果であった。P R T R 制度に係る排出量等の把握が平成 13 年度から開始されているにもかかわらず半数以上の事業所が自ら使用している化学物質の名称又は取扱量を把握していない状況であり、普及啓発活動の強化等の対策が望まれる。

P R T R 制度においては、制度上、電子情報処理組織による届出が可能となっており、現在のところダイヤルアップにより公衆回線を利用した届出が可能となっているが、本調査によると、事業所は紙面による届出に次いでインターネットを利用した届出を望んでおり、電子政府プロジェクトである e-Japan2002 プログラム等の推進状況を踏まえつつ早急な対応が望まれる。

2. 事業所数等の推計

P R T R 制度においては、平成 14 年度から対象化学物質の届出が開始され、平成 14 年度、平成 15 年度の 2 年間（把握対象年度はそれぞれ平成 13 年度、平成 14 年度）は対象化学物質の取扱量が 5 t 以上の事業所が対象であり、平成 16 年度以降（把握対象年度は平成 15 年度以降）は同取扱量が 1 t 以上の事業所が対象となる。また、特定第一種指定化学物質については取扱量が 0.5 t 以上の事業所が対象となり、その排出量を届け出ることとなっている。このため、本調査結果を基に P R T R 制度の対象となる事業者数、事業所数及び対象化学物質数を推計した。

全国ベースでは、取扱量 5 t 以上（特定第一種指定化学物質については 0.5 t 以上）の場合、事業者数 10,123、事業所数 17,256、延べ対象化学物質数 50,738 であった。取扱量 1 t 以上（特定第一種指定化学物質については 0.5 t 以上）の場合、事業者数 14,790、事業所数 24,486、延べ化学物質数 73,503 であった。

3. 事業者からの回答に関する問題点

本調査において、事業者からの回答について集計前に記載内容についてのチェックを行い、事業者への確認等を行ったが、以下の誤り等が多く見られた。

(1) 単純な記載ミス等

- ・調査票 1 及び 2-1 の事業者(所)の名称記入欄で「ふりがな」が抜けている、カタカナで記入されている等のケースが見られた。
- ・調査票 1 及び 2-1 の住所記載欄において都道府県名が抜けて記入されているケースが見られた。
- ・調査票 1 の事業所数と調査票 2-1 の枚数が一致しないケースが見られた。
- ・調査票 1 及び 2-1 の事業者(所)の業種(平成 12 年度調査では事業所の業種のみ調査)について、コード表から該当するコードを選択し、コード番号の記入をお願いしたが、コード表にない番号を記しているケースが見られた。
- ・調査票 2-1 の通し番号記入欄の番号が通し番号でない、概ね通し番号になっているが、抜けの番号がある等のケースが見られた。
- ・調査票 2-2 が他事業所(同一事業者)の調査票 2-2 の束の中に誤って混じっているケースが見られた。
- ・調査票 2-2 で「○枚中□枚目」を記入する欄で○枚中と□枚目が逆になっているケースが見られた。
- ・調査票 2-2 において対象化学物質について政令番号及び CAS 番号の記入をお願いしたが、政令番号と CAS 番号が不整合性、対象化学物質以外の物質の CAS 番号を記入、ガソリンや塗料のような混合物の CAS 番号を記入しているケースが見られた。
- ・調査票 2-2 の設問 2 の在庫量、調達量、取扱量等の記入欄の単位はキログラム(kg)であるが、kg の部分を二重線で消して、リットル(l)やトン(t)に書き換えて、量を記入しているケースが見られた。
- ・調査票 2-2 の設問 2 の在庫量、調達量、取扱量等の記入欄に「それぞれ具体的の数値をご記入下さい(小数点以下は切り捨て)」と説明されているが、小数点以下も記入しているケースが見られた。
- ・調査票 2-2 の設問 3 において、「取扱量のうち、使用していない用途については当該回答欄に「0」と記入下さい(少数点以下は、切り捨て)」と説明されているが、「0」ではなく、空欄になっているケースが見られた。

(2) 技術的ミス等

- ・燃料小売業において、ガソリンに含まれているベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンがすべて同量の取扱量として回答。また、ガソリンの取扱量をそのままこれらの物質の取扱量として記入しているケースが見られた。
- ・クロロエチレン(別名塩化ビニル)、スチレン等は、モノマーが対象であるが、ポリマーを使用している事業者が対象化学物質を使用していると回答しているケースが見られた。モノマー・ポリマーについては、問い合わせも多く、4 月からの法に基づく届出に際しても同様の混乱があるものと思われる。
- ・ダイオキシンについて、単位の間違い、焼却灰の量をダイオキシンの量として記入しているケースが見られた。

(3) その他

- ・返送された調査票 2-1 及び 2-2 が、全く無記入であるケースが見られた。
- ・調査票 1 及び 2-1 において、事業者(所)の名称、住所等を印で押してあり、ふりがなや都道府県名が抜けているケースが見られた。
- ・書面への記入が丁寧でないため、コピーした用紙を見てのデータ入力作業が困難なものがあった。
- ・直接事業者に連絡を取った際に発見したことだが、政令番号の誤記入が見られた。

P R T R 制度に係る排出量等の届出に際しては、電子情報処理組織又は磁気ディスクを用いる場合については「届出書／ファイル作成支援プログラム」又は「P R T R 排出量等算出プログラム」を利用することで、未然に単純ミスを防止できるため、これらのプログラムの利用の促進を図るべきである。なお、これらのプログラムは、書面による届出書の作成にも利用することができる。

また、技術的ミスについては事業者、届出内容を確認する都道府県等に算出等について普及啓発を図りつつも、特に事業者に対して、マニュアル等を充実させるなどにより、周知徹底することが必要であると考えられる。

4. 今後の課題

本調査の集計においては、これまでにモノマーが主たる用途以外でどのような用途に使用されているか等の知見がなかったこと、集計までに時間的な制約もあったこと等の理由から、実際に確認を行った事業者(所)は 12 事業者(所)のみであった。しかしながら、今後、同様な調査の精度向上の観点から、対象化学物質(モノマー)の取扱いに関する確認については、対象化学物質、事業者(所)従業員数、業種等の関係を考慮しつつ、回答内容の確認を行う際の要件等を明確にし確認していくことが望ましい。

また、従業員数ごとに取扱量を整理した結果、従業員数が 20 人以下の事業所で最大 49 万 t の対象化学物質を取り扱っている等 P R T R 届出対象外事業所でも大量の対象化学物質を取り扱っていることが明らかになった。本調査のデータは裾切り推計の基礎データのひとつとして使用されたが、裾切り推計の精度向上のためには従業員数 20 人以下の事業者に関する実態把握について必要に応じさらに検討することが重要である。

